

令和7年つくば市議会定例会開会会議提出案件一覧

・報告3件	・承認2件	・議案1件	計6件
-------	-------	-------	-----

【報告3件】

案件名	概要	所管課
報告第1号 専決処分事項の報告について (専決処分第45号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和7年3月28日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る 事故) 相手方がつくば市道1級56号線を北東に向かって走行中、街路樹から落下した枝によって、車両のルーフ(屋根)部分を損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 24万1,032円	建設部 道路管理課
報告第2号 専決処分事項の報告について (専決処分第46号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和7年3月31日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(公用車の契約変更に係る 損害賠償) 公用車としてリース契約を締結している車両について、リース契約を契約期間の途中で解除したため、リース元である相手方に解約金を支払う。 相手方に対する市の支払額 17万6,958円	財務部 管財課
報告第3号 専決処分事項の報告について (専決処分第1号 損 害賠償額の決定及び和 解について) 地方自治法 第180条第2項 令和7年4月2日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の 事故) 駐車中の車両に乗車する際に相手側車両の右後部ドアに接触し破損させたもの 相手方に対する市の支払額 1万2,100円	議会局 議会総務課

【承認2件】

<p>承認第1号 専決処分事項の承認を 求めることについて (専決処分第47号 つくば市税条例の一部 を改正する条例)</p> <p>地方自治法 第179条第3項 令和7年3月31日専決処分</p>	<p>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部 を改正する法律の公布(令和7年3月31日公布、同年 4月1日施行)に伴い、つくば市税条例の一部を改正す る専決処分について承認を求めるもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none">・原動機付自転車の税率区分見直し 新たに製造される総排気量125cc以下かつ最高出力 4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原 付バイク)に種別割(税率:年額2,000円)を課税す る。・マンションに係る減額措置の変更 長寿命化に資する大規模修繕工事を行った区分所有 マンションに係る固定資産税の減額措置について、マ ンション管理組合の管理者等から市長に必要書類の提 出があり、減額措置の要件に該当すると認められると きは、当該マンションの区分所有者から申告書の提出 がなかった場合においても、当該減額措置を適用する ことができることとした上、適用期限を令和9年3月 31日まで2年延長することとする。	<p>財務部 納税課</p>
--	---	--------------------

<p>承認第2号 専決処分事項の承認を 求めることについて (専決処分第48号 つくば市国民健康保険 税条例の一部を改正す る条例)</p> <p>地方自治法 第179条第3項 令和7年3月31日専決処分</p>	<p>国民健康保険税に関する地方税法等の一部改正(令和7年3月31日公布、同年4月1日施行)に伴い、条例の一部を改正する専決処分について承認を求めるもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税限度額を引き上げる。 医療給付費分 (改正前) 65万円 → (改正後) 66万円 後期高齢者支援金分 (改正前) 24万円 → (改正後) 26万円 低所得者に対する軽減措置の拡充として、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準額を引き上げる。 (改正前) 5割軽減: 43万円 + <u>29.5万円</u> × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 2割軽減: 43万円 + <u>54.5万円</u> × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 (改正後) 5割軽減: 43万円 + <u>30.5万円</u> × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 2割軽減: 43万円 + <u>56万円</u> × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 	<p>保健部 国民健康保険課</p>
---	---	------------------------

【議案1件】

案件名	概要	所管課
<p>議案第1号 つくば市税条例の一部 を改正する条例につい て</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>道路交通法の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証と個人番号カードが一体化した免許情報記録個人番号カード(マイナ免許証)が運用されたことに伴い、身体障害者等が軽自動車税(種別割)の減免申請をする際、「マイナ免許証」の提示にも対応するものとする。 	<p>財務部 納税課</p>